

所管事項調査に関する資料

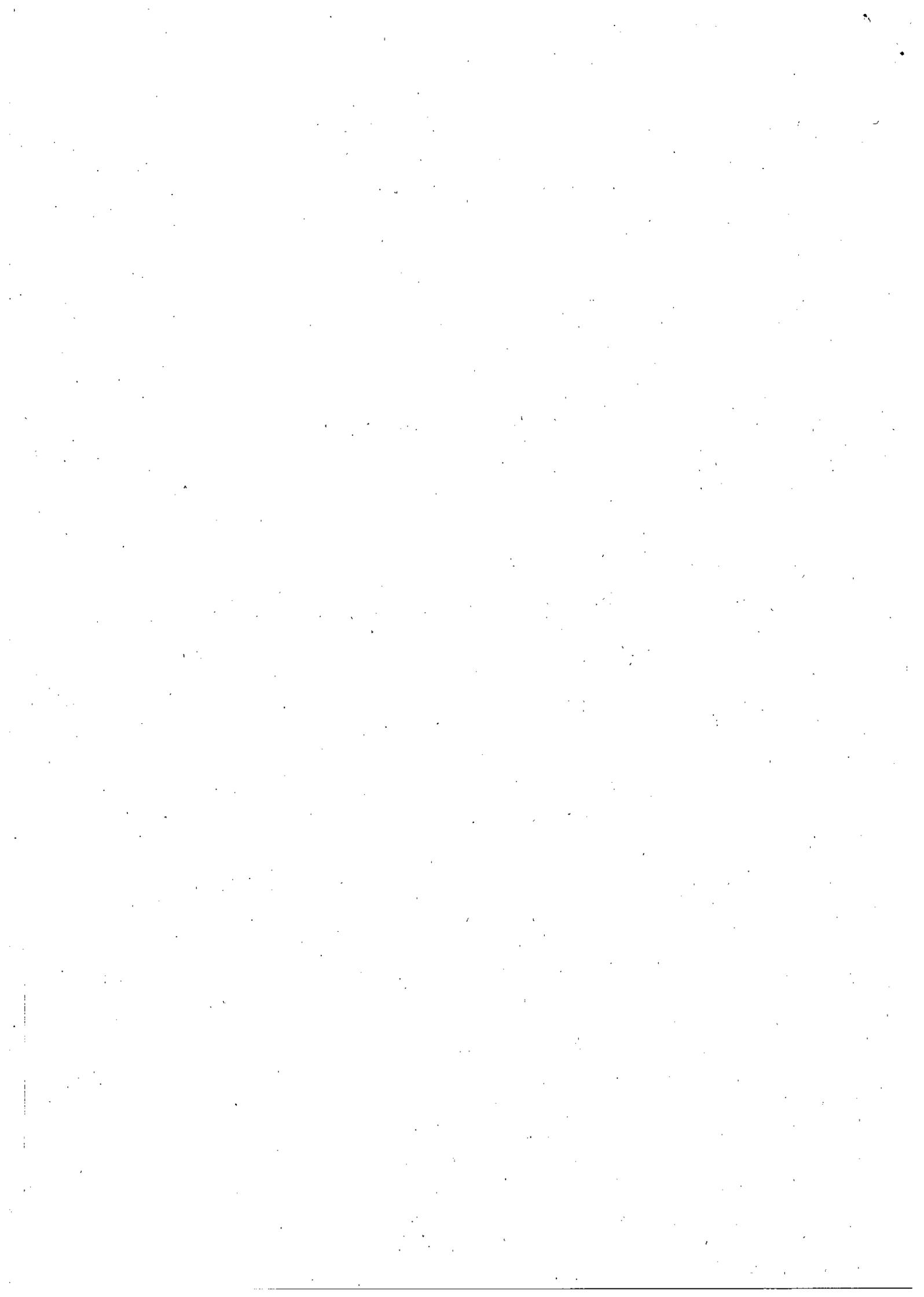
【目次】

【ページ】

1	新型コロナウイルス感染症に係る中小企業支援について	
(1)	飲食店等への長崎市営業時間短縮要請協力金	1
(2)	商工部の経済対策	2～3
2	中央卸売市場事業経営戦略（案）について	4～18
	〈参考資料〉	
	長崎市中央卸売市場取引運営委員会委員の意見一覧	19

商 工 部

令和3年2月



## 1 新型コロナウイルス感染症に係る中小企業支援について

### (1) 飲食店等への長崎市営業時間短縮要請協力金

#### ア 概要

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、長崎県の営業時間短縮要請に応じて、営業時間の短縮に協力した事業者には協力金を支給するもの。

イ 要請期間 令和3年1月20日(水)～令和3年2月7日(日)

ウ 支給額 1店舗あたり760千円(40千円×19日間)

エ 対象店舗数 3,436件

オ 予算額 2,626,478千円

(ア) 協力金 2,611,360千円(760千円×3,436件)

(イ) 事務費 15,118千円(支給等業務委託料、郵送料等)

#### カ 申請要件

協力金の申請をできる者は、次の全ての要件を満たす事業者

(ア) 運営する店舗が長崎市内に所在し、食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている飲食店又は遊興施設(飲食スペースを有するもの)であること。

(イ) 店舗が、令和3年1月20日(水)以前から運営されていること。

(ウ) 令和3年1月20日(水)から同年2月7日(日)の全ての期間において、長崎県の要請に応じ、朝5時から夜8時までの時間帯に営業時間を短縮(酒類の提供は夜7時までとする)又は終日休業したこと(通常の営業時間が朝5時から夜8時の枠内の場合の対象外)。

(エ) 長崎市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員、暴力団関係者でないもの。

#### キ 申請受付

(ア) 申請方法 郵送による受付(消印有効)

(イ) 受付期間 令和3年2月8日(月)～令和3年2月26日(金)

#### ク 申請書類

(ア) 長崎市指定の申請書

(イ) 飲食店・喫茶店営業許可証の写し

(ウ) 店舗名(屋号等)がわかる外観の写真

(エ) 店内(飲食スペース)の写真

(オ) 休業・営業時間短縮の状況がわかる書類など

#### ケ 申請に必要な書類の入手方法

(ア) 長崎市のホームページからダウンロード

(イ) 長崎市役所本庁及び各地域センター、消費者センター、商工会議所、商工会、長崎県中小企業団体中央会等の窓口

#### コ 申請状況(令和3年2月17日現在)

申請件数 1,706事業者

※2月19日支払予定 911事業者(1,007店舗)765,320千円

(2) 商工部の経済対策

編成予算	事業名	補正予算額 (千円)	概要																
3号補正 (4月) 【専決】	事業持続化支援金 (小売・飲食店)	1,295,515	<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経営が悪化した市内小売店や飲食店の経営維持を図るため、支援金を交付するもの。</p> <p>【対象者】 市内の小売業、飲食店 【主な要件】 2020年3～5月の間の1か月の売上が前年同月比で20%以上減少 【支給限度額】 1店舗につき300千円 【申請期間】 令和2年4月22日から令和2年6月30日まで 【支給件数等】</p> <table border="1"> <tr> <td>想定対象件数・予算額</td> <td>4,308件</td> <td>1,292,400千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">支給件数・支給額</td> <td>小売店</td> <td>1,837件</td> </tr> <tr> <td>飲食店</td> <td>2,380件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4,217件</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>1,243,868千円</td> </tr> </table>	想定対象件数・予算額	4,308件	1,292,400千円	支給件数・支給額	小売店	1,837件	飲食店	2,380件	計	4,217件			1,243,868千円			
想定対象件数・予算額		4,308件		1,292,400千円															
支給件数・支給額	小売店	1,837件																	
	飲食店	2,380件																	
	計	4,217件																	
		1,243,868千円																	
13号補正 (11月)	▲ 48,849																		
5号補正 (5月)	事業持続化支援金 (全業種)	1,776,290	<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経営が悪化した市内事業者の経営維持を図るため、国の持続化給付金の要件を満たさない事業者に対し、支援金を支給するもの。</p> <p>【対象者】 市内の事業主 【主な要件】 2020年1～12月の間の1か月の売上が前年同月比で20%以上かつ50%未満減少 ※国の持続化給付金との併給は不可 【支給限度額】 中小法人：300千円・個人事業主：150千円 【申請期間】 令和2年5月15日から令和3年1月15日まで 【支給件数等】 (令和3年2月17日時点)</p> <table border="1"> <tr> <td>想定対象件数・予算額</td> <td>3,463件</td> <td>737,577千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">支給件数・支給額</td> <td>中小法人</td> <td>712件</td> </tr> <tr> <td>個人事業主</td> <td>866件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,578件</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>336,280千円</td> </tr> </table>	想定対象件数・予算額	3,463件	737,577千円	支給件数・支給額	中小法人	712件	個人事業主	866件	計	1,578件			336,280千円			
想定対象件数・予算額		3,463件		737,577千円															
支給件数・支給額	中小法人	712件																	
	個人事業主	866件																	
	計	1,578件																	
		336,280千円																	
13号補正 (11月)	▲ 1,027,319																		
6号補正 (6月)	プレミアム商品券 発行事業費	388,282	<p>新型コロナウイルス感染症対策の緊急事態宣言が5月に解除され、域内消費需要の喚起により落ち込んだ社会経済活動を上げるため、市民へのプレミアム付商品券を発行する団体に対し補助するもの。</p> <p>【対象者】 長崎市商店街連合会(事務局：長崎商工会議所) 【補助率】 補助対象経費の10/10 【発行総額】 15億9千万円 【種類】 ・飲食店限定商品券：プレミアム率30% 30,000冊 ・共通商品券：プレミアム率20% 100,000冊 ※販売額：10,000/冊 【使用期間】 令和2年8月21日から令和3年1月5日まで ※事業者換金〆切：令和3年1月20日 【販売状況】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>飲食店限定</td> <td>共通</td> <td>全体</td> </tr> <tr> <td>販売冊数</td> <td>28,949冊</td> <td>99,847冊</td> <td>128,796冊</td> </tr> <tr> <td>販売率</td> <td>96.5%</td> <td>99.8%</td> <td>99.1%</td> </tr> <tr> <td>取扱登録店</td> <td>926店舗</td> <td>1,714店舗</td> <td>2,640店舗</td> </tr> </table>		飲食店限定	共通	全体	販売冊数	28,949冊	99,847冊	128,796冊	販売率	96.5%	99.8%	99.1%	取扱登録店	926店舗	1,714店舗	2,640店舗
	飲食店限定	共通	全体																
販売冊数	28,949冊	99,847冊	128,796冊																
販売率	96.5%	99.8%	99.1%																
取扱登録店	926店舗	1,714店舗	2,640店舗																

補正予算	事業名	補正予算額 (千円)	概要														
7号補正 (6月)	商店街等にぎわい 復活支援費	8,500	<p>新型コロナウイルス感染防止を図りつつ、感染症拡大により失われた商店街や飲食店街等のにぎわいを復活させるため、これら団体が実施する各種イベントや新しい生活様式対応への取組みに対し支援するもの。</p> <p>①にぎわい復活支援費補助金 【対象者】 商店街や飲食店等の団体 【補助額】 500千円以内 (補助対象経費の9/10以内) 【補助事業費】 7,500千円 (@500千円×15枠) 【対象経費】 広告宣伝費、消耗品費、会場借り上げ料など 【交付状況】</p> <table border="1"> <tr> <td>交付状況</td> <td>15団体</td> <td>6,873千円</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td colspan="2">独自プレミアム商品券販売、 スタンプラリー、プレミアム福袋等</td> </tr> </table> <p>②新しい生活様式対応ステッカー配布 【配布対象者】 市内の新しい生活様式対応に取り組む団体 【配布状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配布先数</th> <th>配布枚数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>39団体</td> <td>3,508枚</td> </tr> <tr> <td>8,451店舗</td> <td>15,722枚</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>19,230枚</td> </tr> </tbody> </table>	交付状況	15団体	6,873千円	内容	独自プレミアム商品券販売、 スタンプラリー、プレミアム福袋等		配布先数	配布枚数	39団体	3,508枚	8,451店舗	15,722枚	計	19,230枚
交付状況	15団体	6,873千円															
内容	独自プレミアム商品券販売、 スタンプラリー、プレミアム福袋等																
配布先数	配布枚数																
39団体	3,508枚																
8,451店舗	15,722枚																
計	19,230枚																
10号補正 (9月)	若年者雇用促進費	7,000	<p>新型コロナウイルス感染症拡大により、企業や学生においては非接触型の採用・就職活動が進められていることから、市内事業者のオンライン化の促進・定着を図るとともに、学生へのオンラインでの企業情報の発信を強化するもの。</p> <p>【事業内容】 ①採用活動オンライン化促進アドバイザーの派遣 ②企業紹介書籍の電子書籍化 【事業費】 ①委託料 5,000千円 ②委託料 2,000千円</p>														
13号補正 (11月) 【次年度繰越】	経済成長戦略策定費	10,675	<p>長崎地域の社会経済の現状を把握したうえで将来予測等の基礎調査を行うとともに、基礎調査をもとに経済成長戦略を策定するもの。</p>														
13号補正 (11月) 【次年度繰越】	事業承継支援費	3,250	<p>新型コロナウイルス感染症拡大での業績悪化による廃業抑制の対策として、業績改善が見込まれる事業譲渡や合併(M&amp;A)等による事業承継に向けた取組に対し経費の一部を補助するもの。</p> <p>【対象者】 自社の事業の承継・合併をしようとする市内中小企業者 【補助額】 650千円以内 (補助対象経費の3分の2) 【対象経費】 専門家(税理士/会計事務所、コンサルティング会社等)委託費 【補助事業費】 3,250千円 (650千円×5件)</p>														
13号補正 (11月) 【次年度繰越】	チャレンジ企業応援 補助金	150,000	<p>コロナ禍のなか、市内中小企業の経営基盤の強化を図るため、販路開拓の取組みをはじめ、新製品開発、生産性向上、新事業展開などのウィズコロナ及びアフターコロナを見据えた新たな取組みに要する経費の一部を補助するもの。</p> <p>【対象事業】 ①ECサイト参入・販売促進 ②ネット販売向け新製品開発 ③ICT・IoT技術活用した生産性向上 ④新事業展開市内中小企業者 【対象者】 市内中小企業者(①は小規模事業者を除く) 【補助額】 ①50万円以内 ②~④300万円以内 【補助率】 2/3 ※県から経営革新計画の承認を受けた事業は3/4</p>														
13号補正 (11月) 【次年度繰越】	商店街等にぎわい 復活支援費	10,000	<p>コロナ禍により失われた賑わいの復活のため、商店街や飲食店等の団体が実施する各種イベント等の経費の一部を補助するもの。 (7号補正予算に係る「にぎわい復活支援費補助金」の追加)</p>														

## 2 中央卸売市場事業経営戦略（案）について

### (1) 策定の目的

長崎市中央卸売市場においては、施設等の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少による取扱高の減少に伴う料金収入の減少等により、経営環境は厳しさを増しつつあることから、経営等についての的確な現状把握を行った上で、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、徹底した効率化、経営の健全化を図るため、経営戦略を策定する。

#### 総務省通知

##### 公営企業の経営に当たっての留意事項について

（平成 26 年 8 月 29 日付け総財公第 107 号、総財営第 73 号、総財準第 83 号）

##### 「経営戦略」の策定推進について

（平成 28 年 1 月 26 日付け総財公第 10 号、総財営第 2 号、総財準第 4 号）

料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則とする公営企業については、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営戦略を令和 2 年度までに策定するよう要請する。

○計画期間：10 年以上を基本とする。

○策定の要件：議会への説明、市民への公開

#### ◎「経営戦略」の位置づけ、必要性【経営戦略策定・改定ガイドライン抜粋】

○安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画

○中心である「投資・財政計画」は、投資以外の経費を含め、収入と支出が均衡するよう調整した収支計画

##### 「投資・財政計画」の構成要素

- ・ 施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画（投資試算）
- ・ 財源の見通しを試算した計画（財源試算）

#### 【策定後】

毎年度、進捗管理・検証 → 定期的な見直し

※経営基盤強化と財政マネジメント向上に資する重要なツールと位置づけ

- ・ 経営状況等の「見える化」
- ・ 経営健全化に向けた議会、住民との議論の契機

### (2) 計画期間

令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間。

(3) 経営戦略の概要

ア 将来の事業環境

(ア) 取扱高の見通し ※経営戦略 P11 参照

卸売業者及び仲卸業者の計画(目標)、過去の実績及び人口減少率等により推計。

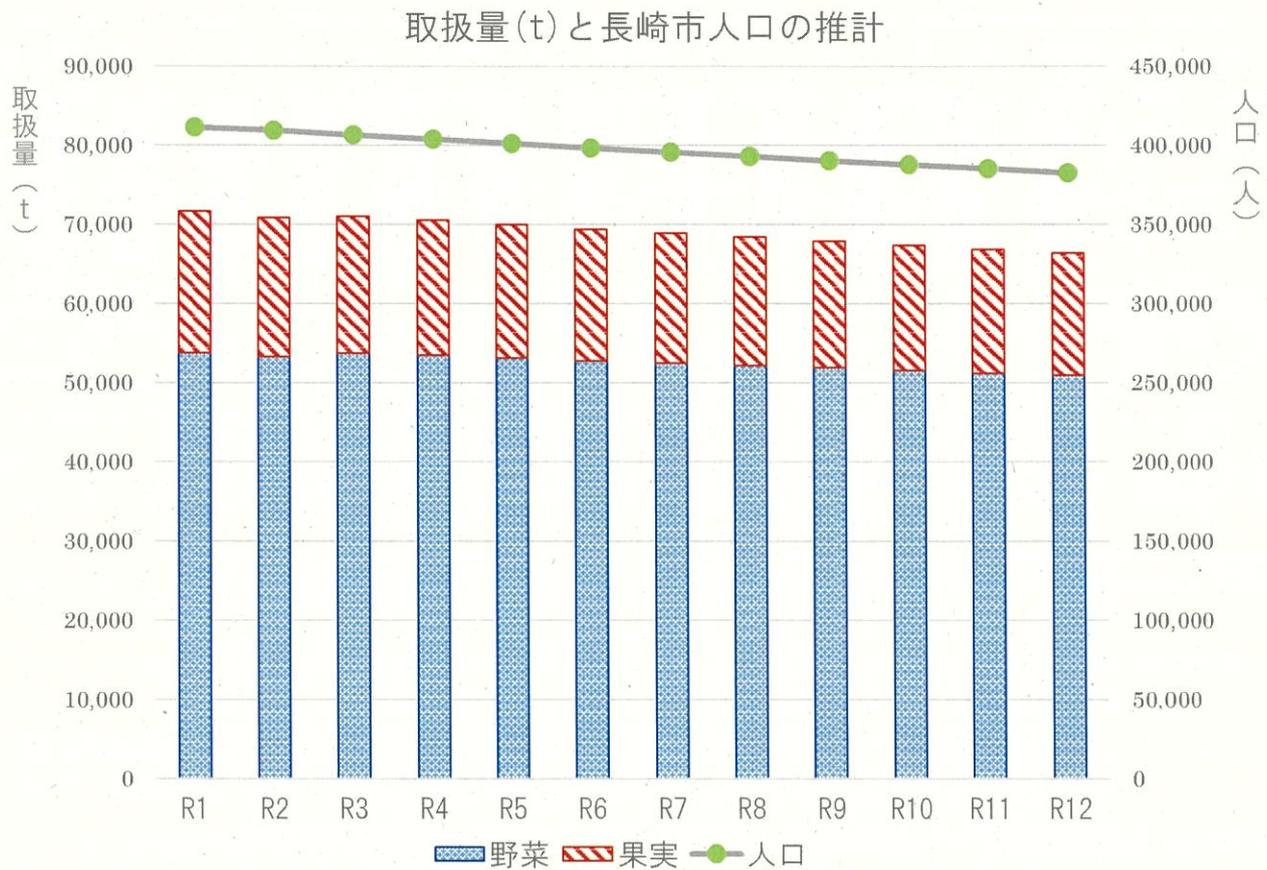
◎今後の傾向は、人口減少※の影響が大きく、10年間で約7%減少見込み。

※新人口ビジョンの推移予測(令和2年3月策定) 10年間で人口約6%減少

- ・減の要因：人口減少並びに流通の多様化及び中食※の利用率が高い一人世帯・共働き世帯・高齢者の施設入所の増加に伴う本市場の利用率の低下。

※中食とは、市販の弁当や惣菜、調理品を食べる食行動をいい、主に市場外流通の青果物を使用。

- ・増の要因：卸売市場法の改正 → 取引の自由化による取扱高の増



	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
野菜	53,768	53,254	53,704	53,448	53,094	52,753	52,442	52,145	51,878	51,512	51,173	50,912
果実	17,883	17,573	17,339	17,098	16,865	16,641	16,425	16,218	16,017	15,822	15,634	15,453
計	71,651	70,827	71,043	70,546	69,959	69,394	68,868	68,363	67,896	67,334	66,807	66,365
人口	411,421	409,447	406,675	403,903	401,131	398,359	395,586	392,970	390,371	387,789	385,224	382,504

※計画期間：R3年度からR12年度までの10年間

※R元年度の取扱量は兼業の取扱量を含む。

※R2年度以降は推計値

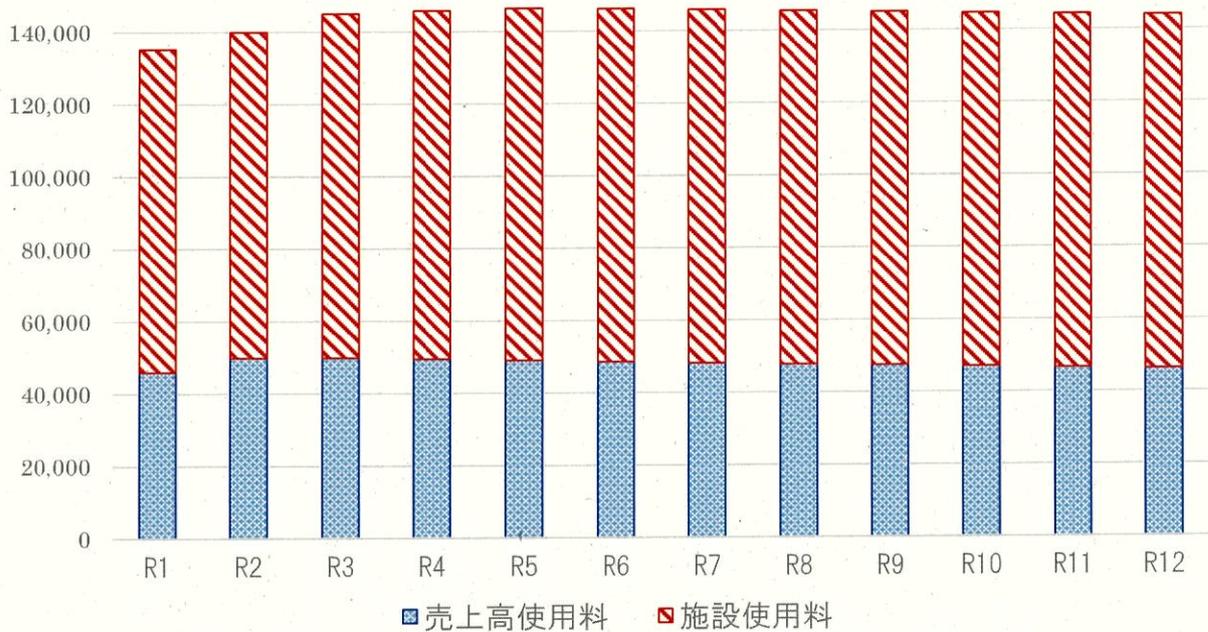
(イ) 使用料収入の見通し ※経営戦略 P12 参照

◎今後の傾向は、10年間で約1%の減の見込み。

- ・売上高割使用料：取扱量が減少傾向であることから、今後10年間で約7%の減の見込み。
- ・施設使用料：空き店舗の解消や空地等の有効活用により10年間で約3%の増の見込み。

(単位：千円)  
160,000

売上高割使用料及び施設使用料の推計



	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
売上高割使用料	45,931	49,842	49,763	49,452	48,990	48,549	48,130	47,735	47,358	46,939	46,537	46,183
施設使用料	89,256	90,041	95,199	96,230	97,353	97,634	97,634	97,634	97,634	97,634	97,634	97,634
計	135,187	139,883	144,962	145,682	146,343	146,183	145,764	145,369	144,992	144,573	144,171	143,817

※計画期間：R3年度からR12年度までの10年間 ※R2年度以降は推計値

(ウ) 施設の見通し ※経営戦略 P13 上段参照

開設以来45年を経過しており、施設・設備の老朽化が進んでいることから、本市公共施設マネジメント計画や公共施設保全計画に基づき、令和22(2040)年度までの使用を目標に計画的な維持補修を行い、市場機能を維持する。

(エ) 組織の見直し ※経営戦略 P13 中段参照

現在、正規職員7名、再任用職員1名の計8名。

定員適正化の観点から業務量に見合った職員数としており、今後も同様に適正な人員体制で業務を行う。

イ 投資・財政計画（収支計画） ※経営戦略 P14 参照

中期財政計画に基づき、進行管理を行う。

(ア) 投資

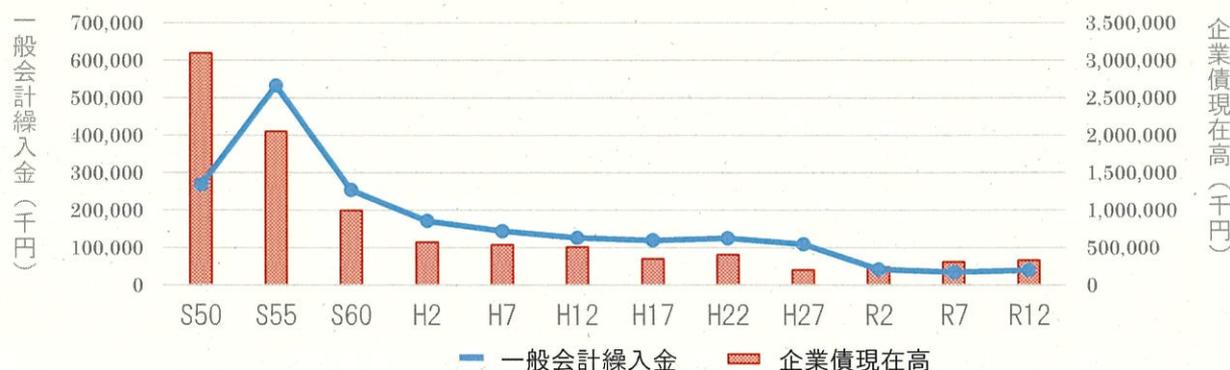
(単位:千円)

		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
卸売棟	鉄骨（柱・梁）塗装改修工事				42,100	50,600					
関連事業者棟	空調設備工事					13,700					
冷蔵庫棟	高圧受変電設備更新工事	39,100									
管理棟	外壁改修工事			20,900							
	空調設備更新工事				11,900						
その他	自動火災報知設備更新工事					5,800					
事業費		39,100	0	20,900	54,000	70,100	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
財源（公営企業債）		39,100	0	20,900	54,000	70,100	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000

必要最小限の施設改修、  
設備更新の実施

(イ) 財源

一般会計繰入金と企業債現在高



	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2	R7	R12
一般会計繰入金	268,365	533,050	253,988	170,771	144,064	126,131	119,881	126,058	109,523	42,023	33,965	39,788
企業債現在高	3,094,000	2,052,289	993,158	570,692	538,814	504,804	349,034	404,401	203,525	240,560	308,946	329,821

※R2年度以降は推計値

一般会計繰入金  $\left( \begin{array}{l} \text{H22} \sim \text{R元 (平均 70,555 千円)} \\ \text{R3} \sim \text{R12 (平均 35,265 千円)} \end{array} \right)$  減少傾向

(4) 経営戦略策定後

ア 施設管理

維持管理コストの抑制を図るため、計画的な維持補修を行う。

イ 事後検証、改定等

卸売市場を取り巻く環境の変化に対応するため、毎年度、進捗管理を行うとともに、見直しが必要と判断した場合は更新する。(PDCA)

ウ 改定が生じた場合は、直近の議会への説明を行い、ホームページを更新する。

(5) 長崎市中央卸売市場取引運営委員会委員の主な意見

ア 将来の事業環境について

取扱高及び使用料の見通しについては、厳しめに設定されており評価できるが、PDCA（サイクル）の観点から進捗状況の評価・検証を行ない、定期的に見直しを行うこと。

評価・検証の機会が、将来を見据えた構想を描くことにつながる。

イ 投資・財政計画について

開設以来45年を迎え、施設・設備等老朽化しており、建替えを行うまで既存施設を使用するためには、これまで以上の計画的・維持対策が必要である。

## 長崎市市場事業経営戦略(案)

団 体 名 : 長崎市

事 業 名 : 中央卸売市場事業

策 定 日 : 令和 3 年 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

※複数の市場を有する事業にあっては、市場ごとの状況が分かるよう記載すること。

### 1 事業概要

#### (1) 事業形態

法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適	事業開始年月日	昭和50年6月24日
職 員 数	8 人	市場種別区分	中央卸売市場
前 回 の 移 転 又 は 再 整 備 年 度	—	次回再整備予定年度	未定
広 域 化 実 施 状 況	—		
民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託	施設の維持管理業務である清掃、警備、設備保守点検等や、卸売業者及び仲卸業者の経営分析業務など、民間に委託できる業務は積極的に委託しています。	
	イ 指定管理者制度	—	
	ウ PPP・PFI	—	

#### (2) 使用料形態

※取扱い種別、施設ごとの状況が分かるよう記載すること。

売 上 高 割 使 用 料 の 概 要 ・ 考 え 方	<p>売上高割使用料は、卸売業者が使用する部分の償却費、地代、修繕費、管理事務費及び損害保険料を基に算定し、料率1,000分の3としています。</p> <p>次により算出し、月単位で徴収しています。</p> $\text{売上高割使用料} = \text{取扱金額(税抜)} \times 3/1,000(\text{料率}) \times 1.1(\text{消費税率})$	
施 設 使 用 料 の 概 要 ・ 考 え 方	<p>施設使用料は、償却費、地代、修繕費、管理事務費及び損害保険料を基に、施設ごとの使用料(㎡単価/月)を算定しています。</p> <p>次により算出し、月単位で徴収しています。</p> $\text{施設使用料} = \text{使用面積} \times \text{施設ごとの使用料(㎡単価/月)} \times 1.1(\text{消費税率})$	
使 用 料 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まない)	昭和57年 4月 1日	

## (3) 現在の経営状況

	年度	野菜	果実	水産物	肉類・鳥類・卵類	その他	合計	
年間取扱高(t) ※過去3年度分を記載	H29	51,370	18,417	-	-	-	69,787	
	H30	48,457	18,060	-	-	-	66,517	
	R元	48,566	17,738	-	-	-	66,304	
年間税込売上高 (百万円) ※過去3年度分を記載	年度	野菜	果実	水産物	肉類・鳥類・卵類	その他	合計	
	H29	10,426	5,664	-	-	-	16,090	
	H30	9,364	5,743	-	-	-	15,107	
	R元	8,644	5,550	-	-	-	14,194	
経常収支比率 (又は収益的収支比率) ※過去3年度分を記載	H29	92.5%		H30	88.2%		R元	88.6%
経費回収率 ※過去3年度分を記載	H29	70.2%		H30	65.0%		R元	61.8%
他会計補助金比率 ※過去3年度分を記載	H29	7.5%		H30	13.6%		R元	17.1%
有形固定資産減価償却率 ※過去3年度分を記載	H29	74.2%		H30	75.6%		R元	76.0%
企業債残高対料金収入比率 ※過去3年度分を記載	H29	154.8%		H30	134.4%		R元	155.4%
<p>「経常収支比率」は、総費用と地方債償還金を総収益で賄えているかを示す指標で、100%以上が望ましいとされています。近年の経常収支比率は、おおむね90%前後で推移しています。</p> <p>「経費回収率」は、経営状況の健全性を示す指標で100%に近いほど良いとされています。本市場では平成29年度の70.2%、平成30年度の65.0%、令和元年度61.8%と徐々に悪化しています。これは、料金収入が年々減少し、営業費用及び地方債償還が増加したことが考えられます。</p> <p>「他会計補助金比率」は、他会計繰出金への依存度を示す指標で、低いほど良いとされています。令和元年度は17.1%と年々増加傾向にあるため、今後他会計繰出金の減少に向け、収入の増加、支出の削減に努める必要があります。</p> <p>「有形固定資産減価償却率」は、資産の老朽化を表す指標で、高いほど老朽化が進んでいるとされています。本市場が約75%と高い数値となった理由としては、主な施設が昭和50年に整備され、施設や設備の老朽化が進み、耐用年数が近づいていることが考えられます。</p> <p>「企業債残高対料金収入比率」は、料金収入に対する企業債残高の割合を示す指標で低いほど良いとされています。令和元年度は155.4%と料金収入に対する企業債残高の割合が高い傾向であるため、今後、この割合を減少させるため料金収入の増加に努める必要があります。</p>								

## 2 将来の事業環境

### (1) 取扱高(t)の見通し

近年の取扱高の減少傾向は、人口減少のほか、流通の多様化や、中食<sup>※</sup>の利用率が高い一人世帯、共働き世帯、高齢者の施設入所の増加による市場経由率の低下などが要因となっています。

取扱高(t)の見通しについては、令和2年6月の卸売市場法改正により第三者販売が自由化されたことによる取扱高の増加は見込まれるものの、今後においても、人口減少等の要因により減少傾向は継続するものと想定されます。

取扱高(t)： R3年度 71,043 t ⇒ R12年度 66,365 t 【-4,678 t (93.42%)】

#### [推計方法]

取扱高の見通しについては、過去10年間(平成22年度から令和元年度)の実績、近年の傾向をもとに算出した年減少率及び長崎市内の人口減少率並びに卸売業者及び仲卸業者の目標値を加味して推計しています。

※中食とは、市販の弁当や惣菜、調理品を食べる食行動をいい、主に市場外流通の青果物を使用。



(2) 使用料収入の見通し

使用料収入は、「売上高割使用料」及び「施設使用料」で構成されています。

売上高割使用料（取扱金額に1,000分の3.0を乗じて得た額）は、2(1)取扱高(t)の見通しのとおり取扱量が減少傾向であることから、取扱金額も減少が見込まれるため、10年間で7%程度の減となる見込みです。

施設使用料は、関連事業者棟の空き店舗の解消や空地等の有効活用により、10年間で3%程度の増となる見込みです。

売上高割使用料(7)：R3年度 49,763千円 ⇒ R12年度 46,183千円【-3,580千円(92.81%)】  
 施設使用料(4)：R3年度 95,199千円 ⇒ R12年度 97,634千円【+2,435千円(102.56%)】

使用料((7)+(4))：R3年度 144,962千円 ⇒ R12年度 143,817千円【-1,145千円(99.21%)】

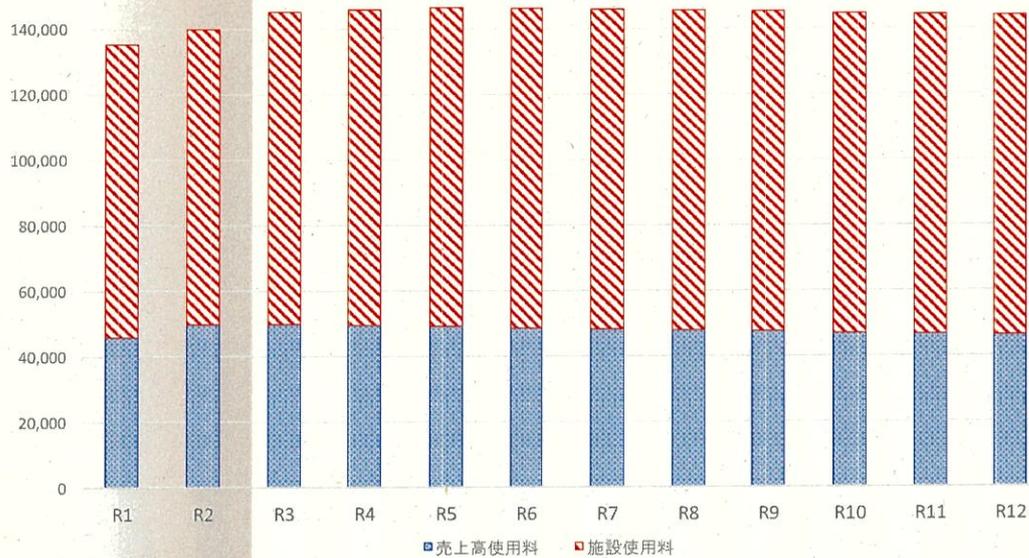
[推計方法]

売上高割使用料は、2(1)取扱高の見通しの取扱量に、平成29年度から令和元年度までの平均単価の平均を乗じて推計しています。

施設使用料は、平成27年度から令和元年度の過去5年間の平均実績からの推計に加え、関連事業者棟の空き店舗の解消策による5区画の空き店舗の稼働(年2,810千円増)などにより推計しています。

(単位:千円)  
160,000

売上高割使用料及び施設使用料の推計



	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
売上高割使用料	45,931	49,842	49,763	49,452	48,990	48,549	48,130	47,735	47,358	46,939	46,537	46,183
施設使用料	89,256	90,041	95,199	96,230	97,353	97,634	97,634	97,634	97,634	97,634	97,634	97,634
計	135,187	139,883	144,962	145,682	146,343	146,183	145,764	145,369	144,992	144,573	144,171	143,817

※計画期間：R3年度からR12年度までの10年間

※R2年度以降は推計値

### (3) 施設の見直し

本市場の取引高は減少傾向にあります。食品流通において卸売市場は引き続き重要な役割を果たしているため、本市の公共施設マネジメント計画や公共施設保全計画に基づき、本市の公共施設の目標使用年数65年を迎える令和22(2040)年度までは、既存施設を適切に維持管理することとします。

既存施設は開場時に建設し45年を経過しており、施設・設備の多くが老朽化している状況にあることから、市場内において青果物の取引を行う関係者の安全性を確保するための施設維持補修や、耐用年数を迎える設備の更新等に取り組みます。

市場の機能強化のための施設整備の予定はありませんが、令和2年6月の改正卸売市場法の施行に伴い、売買取引の規制緩和を図ったことにより、市場内事業者が新たな取引先や取引形態の開拓等により取扱高の拡大を図ることができるよう、市場関係者の意見を聴きながら、自由度の高い環境を整え、空地使用の許可等により支援するとともに、流通拠点施設としての将来の方向性を見据えながら、既存施設については必要最小限の規模と機能の維持に努めます。

なお、取扱高の減少に伴う卸売場の必要面積の減少等により建物内に遊休スペースが生じた場合は、用途を変更するなどにより有効活用を図り、使用料収入の確保に努めます。

### (4) 組織の見直し

中央卸売市場の職員数は、現在、正規職員7名、再任用職員1名の計8名です。

定員適正化の観点から業務量に見合った職員数としており、今後も同様に適正な人員体制で業務を行います。

なお、事務分担の見直しを行いながら、全職員が市場全体の仕組みを理解し事務を行う体制にします。

## 3 経営の基本方針

### (1) 市場の運営

法改正により、一定の要件を満たせば民間事業者も中央卸売市場を開設できることとなったが、市民への青果物の安定供給と適正な価格形成のため、引き続き長崎市が開設者として市場を運営し、高い公共性を維持することとする。

### (2) 取引ルール

規制緩和という法改正の趣旨を踏まえ、実情に即した柔軟な取引が行えるよう、第三者販売の禁止、直荷引きの禁止、商物一致の原則などの取引ルールを自由化する。ただし、取引の結果については、報告を義務付ける。

### (3) 公正な取引の確保

市場が持つ公正な価格形成機能を維持するため、取引結果等の公表を正確に行うとともに、市場関係者の取引や経営状況について事業者からの報告の徹底、開設者による検査を行い、適切な指導・助言等を行う。

また、取引に関し疑義が生じた場合には、新設の附属機関において調査審議を行うとともに、指導等に従わない場合は、現行と同様、罰則を課すこととする。

### (4) 手続きの簡素化

申請書の提出、市長の承認など、取引に係る手続きの見直しを行い、効率的な市場の運営に努める。

### (5) 附属機関

市場における取引及び運営方針に関する必要な事項を調査審議する附属機関として、長崎市中央卸売市場取引運営委員会を設置する。

### (6) その他

市場施設の使用や市場内での事業の実施については、市場関係者の意見を聴きながら、柔軟に対応し、市場の活性化を推進する。

※令和元年11月条例改正時方針決定（令和元年9月18日決裁）

#### 4 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

##### ア 収支計画のうち投資についての説明

目	標	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>既存施設の有効活用</li> <li>老朽化に伴う必要最小限の施設改修・設備更新</li> <li>適切な施設整備計画による事業費の平準化</li> </ul>

長崎市公共施設保全計画における既存施設の目標使用年数は65年であり、本市場の施設の多くが令和22(2040)年度(目標使用期限)まで使用することになるため、定期的な点検を実施し、必要最小限の改修工事を実施することにより、令和22年度まで安全な施設環境を維持します。

(単位:千円)

		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
卸売棟	鉄骨(柱・梁)塗装改修工事				42,100	50,600					
関連事業者棟	空調設備工事					13,700					
冷蔵庫棟	高圧受変電設備更新工事	39,100									
管理棟	外壁改修工事			20,900							
	空調設備更新工事				11,900						
その他	自動火災報知設備更新工事					5,800					
事業費		39,100	0	20,900	54,000	70,100	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
財源(公営企業債)		39,100	0	20,900	54,000	70,100	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000

必要最小限の施設改修、設備更新の実施

##### イ 収支計画のうち財源についての説明

目	標	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>関連事業者棟の空き店舗の解消や空地等の有効利用による施設使用料の増収</li> <li>後年度負担を見据えた借入計画に基づく適切な企業債の借入の実施</li> </ul>

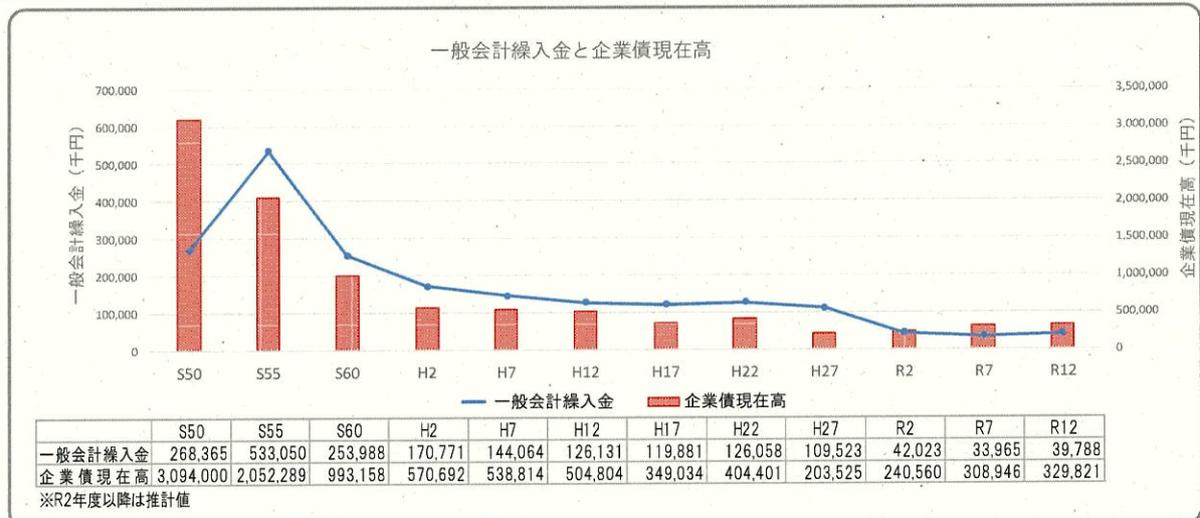
生鮮食品等を安定供給していただくためには、市場の取引機能を維持するための施設整備が必要となり、その財源確保に向けた対策が不可欠となります。

売上高割使用料は、取扱量が減少傾向であるため、今後10年間で減収となる見込みです。

また、施設使用料は、関連事業者の入居を促進するため、関連事業者棟の改修、PRチラシを活用した効果的な入居案内等を実施し、空き店舗の解消による施設使用料の増収に向けて取り組みます。

過去と比べて減少傾向となっている一般会計からの繰入金や、企業債現在高のうち、一般会計繰入金は、平成22年度より令和元年度の過年度繰入実績(10年間平均)は70,555千円でしたが、令和3年度から令和12年度(10年間平均)は35,265千円で、減少していく見込みです。

今後も、財政担当及び施設管理部門と連携し、引き続き適切な収支の実現に努めます。



ウ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<p>投資以外の経費として主なものは、職員給与費と施設維持管理費です。</p> <p>職員給与費については、業務の見直し等により、必要最低限の職員数にまで既に減員しており、これ以上の削減は困難であるため、現在の人員を維持する計画です。なお、卸売市場法の改正等により業務量の増減があった場合は、定員適正化の観点から業務量に見合った定員とします。</p> <p>施設維持管理費については、施設の老朽化に伴う修繕料が増加していくことが予測されるため、その増加分を修繕料以外の経費である光熱水費や委託料の削減に努めていきます。</p>
---

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。  
 また、(1)において、純利益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

ア 今後の投資についての考え方・検討状況

民間活用	施設の建替え(2040年度(目標使用期限))において、有識者や市場関係者を含め、PPPやPFIなどの民間活力の活用について検討します。
投資の平準化	施設整備については、老朽化等による改修や更新時期が決まっている設備整備の年次計画を作成し、年度間の平準化に努めます。
広域化	—
その他の取組	—

イ 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料	1(2)売上高割使用料の概要・考え方欄及び施設使用料の概要・考え方欄に記載のとおり、償却費等により算定しており、現時点では単価改定は困難です。 施設の建替え(2040年度(目標使用期限))の準備段階で検討が必要となります。
企業債	施設の建替え(2040年度(目標使用期限))まで、既存施設の機能が維持できるよう必要最低限の施設改修とし、中長期的な起債を実施していきます。
繰入金	収入の増加対策及び支出の抑制に努め、繰入金金の減少を図るとともに、公設市場として必要に応じた繰入を継続します。
資産の有効活用等による収入増加の取組	現在使用していない施設の利用や、敷地内の業務に支障がない場所の利用など、積極的に有効利用に努めます。
その他の取組	—

ウ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

委託料	委託内容の精査を行い、不要な業務を見直すなど、経費の縮減に努めます。
管理運営費	歳出の大半を占める施設維持管理費中の修繕料における計画的な執行、適正な業者選定に努めます。
職員給与費	業務量の増減があった場合は、定員適正化の観点から業務量に見合った定員とします。また、業務の見直しや事務の効率化を図り、経費の縮減に努めます。
その他の取組	—

#### 5. 公営企業として実施する必要性など

事業の意義、提供するサービス自体の必要性	本市及び近隣地域において、青果物の公設市場は本市場以外になく、本市の青果物流通拠点として重要な役割を果たしているだけでなく、地域雇用の創出の場としての役割も果たしています。
公営企業として実施する必要性	卸売市場法改正（R2.6.21施行）により、一定の要件を満たせば民間事業者も中央卸売市場を開設できることとなったが、市民への青果物の安定供給と適正な価格形成のため、引き続き長崎市が開設者として市場を運営し、高い公共性を維持します。

#### 6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	経営戦略については、毎年PDCAサイクルによる進捗状況等の評価・検証を行ったうえで、見直しが必要と判断した場合は、更新します。 なお、経営戦略の改定を行った際は、議会に報告するとともにホームページ上に公開します。
---------------------	---

## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
収益的収入	収益的収入	1 総 収 益 (A)	185,701	193,729	199,186	198,548	198,097	197,330	196,676	199,330	196,154	195,679	195,103	194,490	193,843	
		(1) 営 業 収 益 (B)	136,937	135,187	140,262	144,776	145,682	146,343	146,183	145,764	145,369	144,992	144,573	144,171	143,817	
		ア 料 金 収 入	136,937	135,187	140,262	144,776	145,682	146,343	146,183	145,764	145,369	144,992	144,573	144,171	143,817	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)														
		ウ そ の 他														
		(2) 営 業 外 収 益	48,764	58,542	58,924	53,772	52,415	50,987	50,493	53,566	50,785	50,687	50,530	50,319	50,026	
		ア 他 会 計 繰 入 金	3,636	12,433	13,143	13,268	11,831	10,402	9,908	12,981	10,200	10,102	9,945	9,734	9,441	
		イ そ の 他	45,128	46,109	45,781	40,504	40,584	40,585	40,585	40,585	40,585	40,585	40,585	40,585	40,585	
		2 総 費 用 (D)	185,701	193,729	199,186	198,548	198,097	197,330	196,676	199,330	196,154	195,679	195,103	194,490	193,843	
		(1) 営 業 費 用	185,030	193,157	198,440	198,130	197,457	196,678	195,898	198,119	194,340	193,561	192,782	192,003	191,223	
		ア 職 員 給 与 費	65,299	65,746	66,422	66,944	66,944	66,944	66,944	66,944	66,944	66,944	66,944	66,944	66,944	
		うち 退 職 手 当														
		イ そ の 他	119,731	127,411	132,018	131,186	130,513	129,734	128,954	131,175	127,396	126,617	125,838	125,059	124,279	
		(2) 営 業 外 費 用	671	572	746	418	640	652	778	1,211	1,814	2,118	2,321	2,487	2,620	
ア 支 払 利 息	671	572	746	418	640	652	778	1,211	1,814	2,118	2,321	2,487	2,620			
うち 一 時 借 入 金 利 息																
うち 資 本 費 平 準 化 債 分																
イ そ の 他																
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)																
資本的収入	資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	30,542	84,936	50,780	70,014	23,392	43,458	71,866	91,084	51,051	52,766	57,109	57,852	60,347	
		(1) 地 方 債	5,600	59,900	21,900	39,100		20,900	54,000	70,100	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	
		うち 資 本 費 平 準 化 債														
		(2) 他 会 計 補 助 金	24,942	25,036	28,880	30,914	23,392	22,558	17,866	20,984	21,051	22,766	27,109	27,852	30,347	
		(3) 他 会 計 借 入 金														
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金														
		(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金														
		(6) 工 事 負 担 金														
		(7) そ の 他														
		2 資 本 的 支 出 (G)	30,542	84,936	50,780	70,014	23,392	43,458	71,866	91,084	51,051	52,766	57,109	57,852	60,347	
		(1) 建 設 改 良 費	5,618	59,907	21,900	39,100		20,900	54,000	70,100	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	
		うち 職 員 給 与 費														
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	24,924	25,029	28,880	30,914	23,392	22,558	17,866	20,984	21,051	22,766	27,109	27,852	30,347	
		うち 資 本 費 平 準 化 債 償 還 金														
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金																
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金																
(5) そ の 他																
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)																

## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, 96)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
区 分													
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)													
積 立 金 (K)													
前年度からの繰越金 (L)													
前年度繰上充用金 (M)													
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)													
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)													
実 質 収 支 黒 字 (P)													
(N)-(O) 赤 字 (Q)													
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(O)} \times 100$ )													
収益的収支比率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	88.2	88.6	87.3	86.5	89.4	89.7	91.7	90.5	90.3	89.6	87.8	87.5	86.5
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額 (R)													
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	136,937	135,187	140,262	144,776	145,682	146,343	146,183	145,764	145,369	144,992	144,573	144,171	143,817
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S)×100)													
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額 (T)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)													
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)													
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)													
他会計借入金残高 (W)													
地 方 債 残 高 (X)	212,668	247,540	240,560	248,747	225,355	223,697	259,830	308,946	317,895	325,129	328,019	330,168	329,821

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
区 分													
収 益 的 収 支 分	3,636	12,433	13,143	13,268	11,831	10,402	9,908	12,981	10,200	10,102	9,945	9,734	9,441
うち基準内繰入金	3,636	12,433	13,143	13,268	11,831	10,402	9,908	12,981	10,200	10,102	9,945	9,734	9,441
うち基準外繰入金													
資 本 的 収 支 分	24,942	25,036	28,880	30,914	23,392	22,558	17,866	20,984	21,051	22,766	27,109	27,852	30,347
うち基準内繰入金	12,462	12,514	14,440	15,457	11,696	11,279	8,933	10,492	10,526	11,383	13,555	13,926	15,174
うち基準外繰入金	12,480	12,522	14,440	15,457	11,696	11,279	8,933	10,492	10,525	11,383	13,554	13,926	15,173
合 計	28,578	37,469	42,023	44,182	35,223	32,960	27,774	33,965	31,251	32,868	37,054	37,586	39,788

長崎市中央卸売市場取引運営委員会委員の意見一覧

長崎市中央卸売市場の経営戦略についての意見照会結果（委員：15名）

ご意見
<p>取扱高や使用料収入の見通しについては、厳しめに設定すべきであるが、厳しく設定されており評価できる。（青果物の単価は気象条件や災害等により安定しない。）</p>
<p>平たく言えば「現状で説明可能な、お金の出入りの見通しを作ったもの」とであると理解し、内容的には当を得たものだと判断しました。</p> <p>その理由は、この資料は国が求める方針に沿ったものであること、長崎市が定める施設の建て替えに関する規定方針がある、これら2点が起点となっていることから抜本的な戦略作りとその説明に紙幅を割くものではないと考えることが妥当であること、の3点です。</p> <p>一方で、長崎市中央卸売市場には有効活用できる土地・建物・商いの場・有為の人材があります。これらを活用して、市場会計を今以上に効率的なものにすることについて、近い時期に抜本的な検討を始めることが必要だと考えます。</p> <p>今回、資料の中で、PDCA（サイクル）の観点から進捗状況の評価・検証を行なう旨が示されました。こうした評価・検証の機会が、将来を見据えた構想を描くことにつながることを望みます。その観点から附記するなら、例えば他自治体による水産物卸売市場の整備にも目を広げて、整備着手までの準備期間ならびに意志決定に関する経験や問題解決に関する情報を収集する（農産物卸売市場の将来構想を作る上で類推できることやヒントになることがある。）ことを事務方がすすめていただきたいと考えます。</p>
<p>私達の長崎市中央卸売市場は、開設以来45年を迎え、施設・設備等老朽化が多く見られるようになってきています。資料によると、2040年まで使用予定のようですが、これから約20年使用する為には、これまで以上の計画的・維持対策が必要かと思われます。</p> <p>また、人口減少による取扱高減少に伴う料金収入の減少も深刻かと思われます。取扱高の減少傾向は、私達、個々の生活スタイルの違いからくる食事の摂り方も、大きく影響していると思います。</p> <p>とはいえ、街中に溢れている便利な「中食」と呼ばれる食行動に歯止めをかけるのは、容易な事ではありません。個人の食が多様化している現在、市民生活と市場を食という人間の生活基本部分で、どのようにして、紐付けしていくかが、一番の考えどころだと思います。</p>
<p>関連事業者棟の売場の空きスペースにテナントを募集して収益ができるよう努めてもらいたい。</p>
<p>全国的に青果物の流通における、市場取扱シェアは減少傾向にあり、当JAにおいても直営の直売所での取扱額は14億程度となっている。</p> <p>市場を介した流通のメリットは、以前のような高ければ良いというよりも、農家、JAも安定価格（農家の再生産価格）を求めるようになってきた。産地（農家）、JA、市場、仲卸、量販店が共存できるような関係づくり（取引）が必要と思われる。</p> <p>我々JAとしても、地元市場との取引は常に考えているが、市場から安定的な取引提案がまだまだ不足していると思われます。高い経費（運賃等）を使ってでも、大消費地での販売の方が農家メリットが出ている実状です。</p> <p>近年では、東京豊洲市場のように、青果物置場や競売場の温度管理も可能となるような施設もできており、それが取引先への信用の部分だと思われます。長崎市中央卸売市場も、産地市場としての集荷力を上げ、県内消費のみならず、他県量販等への取引拡大を目指す上では、施設機能向上が必須と思われます。売上げが下降傾向の中での投資は、判断が難しい状況と思われますが、施設投資をしないと売上げは伸びる要素はないと思われます。</p> <p>当JAにおいても、東京の取引先の商談で、長崎市場を介した商品提供等にも取組みを始めており、今後も、産地市場の利点を生かした取引拡大を目指しております。そのためには、低温流通は必須の課題です。</p>